

広島県告示第六百三十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定によつて、特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年七月一日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 指定する形質変更時要届出区域
大竹市御幸町二二三〇番一の一部
- 二 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物